平成２８年（フ）第２６０号
金沢市松島３丁目６番地
破産者　株式会社イー・メディア
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４号
長野県茅野市宮川150番地
破産者　有限会社タンディ
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第２２７号
滋賀県近江八幡市鷹飼町北３丁目２番地６
破産者　株式会社ＳＴＯＲＥＳ
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１０号
兵庫県西宮市市庭町５番21号
破産者　株式会社アビルテ
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４６４号
兵庫県尼崎市道意町７丁目１番地３
破産者　株式会社サン・エコイング
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４９２号
兵庫県尼崎市東本町１丁目40番２号
破産者　矢野電設工業株式会社
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０号
徳島県美馬市脇町大字脇町537番地７
破産者　有限会社インテリア篠原
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２７年（フ）第１５３号
香川県高松市西植田町636番地７
破産者　株式会社幸望ソーイング
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１５０号
愛媛県松山市桜ヶ丘９番１号
破産者　有限会社岡本食品加工
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４７号
福岡県中間市中間３丁目20番11号
破産者　株式会社Ｎ＆Ｍ
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５７３号
福岡県遠賀郡遠賀町大字別府3485番地
破産者　ハラルフーズオブジャパン株式会社
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第８８号
茨城県つくばみらい市谷井田1067番地３
コーポイナ103号室
破産者　矢島　宏文
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第６３号
長野市上松５－３－10、住民票上の住所長野市大字吉1980番地５
破産者　服部　　清
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６６号
埼玉県熊谷市下恩田295番地
破産者　矢島　美穂
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１３８号
埼玉県熊谷市広瀬459番地２　プルミエール303
破産者　安藤　　健
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２２７号
埼玉県深谷市瀬山21番地31
破産者　日根野　弘
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２５６号
埼玉県深谷市上柴町東３丁目１番地８
破産者　鈴木しのぶ
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第５５８号
北九州市小倉南区上貫２丁目７番６号
破産者　木下　良治
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５６９号
北九州市八幡西区日吉台３丁目26番16―604号
破産者　津村　美子
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３４４号
熊本市東区石原１丁目11番７号
破産者　小川　　至
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係